

5. 作業基準の遵守

元請業者(自主施工者)は、特定建築材料及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに作業基準を遵守しなければなりません。また、作業を下請負人に委託する場合は、その下請負人にも作業基準の遵守義務が発生します。

【法第18条の14、18条の19、18条の20】

〈作業計画の作成〉

元請業者(自主施工者)は、特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画を作成し、その計画に基づき作業をしなければなりません。作業計画は、届出対象特定粉じん排出等作業であれば届出書に添付されますが、届出対象外の石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材を対象とした特定粉じん排出等作業においても作成する必要がありますのでご注意ください。

【施行規則第16条の4】

(作業計画の記載事項)

工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
	特定工事の場所
石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類
	特定粉じん排出等作業の実施の期間 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積
石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

〈事前調査の結果及び作業内容等の揭示〉

元請業者(自主施工者)は、事前調査の結果及び作業内容等について、周辺住民が見やすい場所に揭示しなければなりません。また、事前調査の結果は石綿含有建材の使用の有無に関わらず、作業内容等については大気汚染防止法に基づく届出の対象か否かに関わらず、それぞれを揭示しなければなりませんのでご注意ください。

【施行規則第16条の4、第16条の9、第16条の10】

なお、記載事項が網羅されていれば、個別に揭示する必要はありません。

事前調査結果の揭示の記載事項

- ・事前調査の結果
- ・元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- ・特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

作業内容等の揭示の記載事項

- ・発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・特定粉じん排出等作業実施届出書を提出した場合は、その届出年月日及び届出先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

揭示の大きさ

- ・日本産業規格A3判(297×420 mm)以上 (縦、横のどちらでも可)

《参考》 揭示の様式例

環境省及び厚労省発行「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」p.115～117

〈特定建築材料の除去等の方法〉

(吹付け石綿、石綿含有断熱材等)

【施行規則第16条の4】

作業の種類		石綿の飛散防止措置	
建築物等の解体	1	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿を除去する作業 ・石綿含有断熱材等を除去する作業 (2又は3の作業を除く) 	<p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(作業場)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料を除去する日の除去作業開始前に、集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料を除去する日の除去作業開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料を除去する日の除去開始後速やかに、及び特定建築材料の除去開始後に集じん・排気装置の場所を変更した場合、集じん・排気装置のフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いて集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去作業を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 除去後、負圧隔離養生を解くに当たり、特定建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃と石綿の処理を行った上で、石綿が大気中へ排出又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
	2	<p>石綿含有断熱材等を原形のまま取り外す等の方法で除去する作業</p> <p>(3の作業を除く)</p>	<p>イ 除去する部分の周辺を事前に隔離養生(負圧不要)すること。</p> <p>ロ 除去する石綿含有断熱材等を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 除去後、養生を解くに当たり、石綿含有断熱材等を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃と石綿の処理を行うこと。</p>
	3	<p>1の作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たり、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
建築物等の改造・補修	4	<p>吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の欄のイからトまでに掲げる事項を遵守することとし、原形のまま取り外す等の方法で除去する場合は2の欄のイからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み又は封じ込めを行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み又は封じ込め(特定建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合は、1の欄のイからトまでに掲げる事項を準用する。</p>

〈特定建築材料の除去等の方法〉

(石綿含有成形板等)

【施行規則第16条の4】

作業の種類		石綿の飛散防止措置
建築物等の解体・改造・補修	1	石綿含有成形板等を除去する作業(2の作業を除く)
	2	石綿含有成形板等のうち、石綿含有けい酸カルシウム板第1種を除去する作業

(石綿含有仕上塗材)

【施行規則第16条の4】

作業の種類		石綿の飛散防止措置
建築物等の解体・改造・補修	1	石綿含有仕上塗材を除去する作業

※下地調整材は、石綿含有成形板等の作業基準が適用されます。

湿潤化について

湿潤化は「薬液等により」となっており、水でも湿潤するのであれば使用可能ですが、あくまで除去等工事の対象建材が湿潤化する薬液等を使用しなければ意味がありません。

したがって、除去等工事の対象建材に対し、湿潤効果が得られる薬液等を適切に選定し、破碎等を伴うおそれがあるのであれば、切断面、破断面への薬剤等の噴霧を行いつつ、シート等で覆い、すぐに回収できるように作業する、HEPAフィルタ付掃除機で対象箇所付近を吸いながら作業する、局所的な隔離養生を施したうえで作業するなどのような方法で適切に石綿飛散防止対策を講ずるか、作業方法を決定するにあたっては、よくご検討ください。

〈作業の記録〉

元請業者(自主施工者)又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまで保存しなければなりません。

【施行規則第16条の4】

記録事項

- ・確認年月日
- ・確認者の氏名
- ・作業基準の遵守状況が確認できる写真、点検記録等
- ・確認の結果(確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合は、その内容を含む。)

負圧隔離養生が必要となる吹付け石綿又は石綿含有断熱材等の除去又は囲い込み、封じ込めの作業を行う時は、隔離養生の設置、集じん・排気装置の正常稼働、養生区域内の負圧の状況、除去等作業の完了及び隔離養生を解くに当たり行う大気中への石綿の排出又は飛散のおそれがないことの確認結果等も含まれます。

また、作業中に計画変更があった場合は、変更内容を記録してください。

〈作業が適切に行われていることの確認〉

元請業者は、各下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認しなければなりません。

【施行規則第16条の4】

〈特定粉じん排出等作業の完了確認〉

元請業者(自主施工者)は、除去においては取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては適切に施工され石綿の飛散のおそれがないことを「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」に「目視確認」させなければなりません。

【施行規則第16条の4】

※確認を適切に行うために必要な知識を有する者

建築物

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。）
- ・当該特定工事に係る石綿作業主任者

工作物

- ・当該特定工事に係る石綿作業主任者

〈発注者への報告等〉

元請業者は、除去等作業が終了したときは、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告し、作業記録を作成のうえ、発注者に報告した書面の写しとともに保存しなければなりません。 【法第18条の23】

(発注者への報告事項)

【施行規則第16条の15第1項】

項目	報告事項
作業の実施状況の概要	対象建築物の名称及び所在地 元請業者(法人名及び代表者氏名) 除去等作業を行った者(下請負人がいる場合はその情報) 作業の概要 作業完了年月日
石綿含有建材の取り残しがないことの確認	確認年月日 確認結果 確認者の氏名 確認者が「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」に該当することを証明する書類の写し
その他申し送り事項	異常時の対応 作業計画からの変更点があればその内容

(作業完了に関する記録事項)

【施行規則第16条の15第2項】

項目	記録事項
1 作業実施届出書添付事項	特定工事の元請業者(自主施工者)の現場責任者の氏名及び連絡場所
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、その下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2	特定工事の場所
	特定粉じん排出等作業の種類
	特定粉じん排出等作業を実施した期間
3 作業記録記載事項	特定粉じん排出等作業の実施状況
	除去、囲い込み又は封じ込めの完了の確認をした年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名
	負圧隔離養生が必要となる吹付け石綿又は石綿含有断熱材等の除去又は囲い込み、封じ込めの作業を行った時は、集じん・排気装置の正常稼働、養生区域内の負圧の状況ならびに隔離養生を解くに当たり行った大気中への石綿の排出又は飛散のおそれがないことの確認をした年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名

保存の期間

作業が完了した日から3年間